

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則

平成十四年五月三十一日
三重県公安委員会規則第三号

改正 平成一八年一〇月三十一日三重県公安委員 平成二二年 二月二六日三重県公安委員
会規則第一五号 会規則第二号

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則をここに公布します。

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則
(趣旨)

第一条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号。以下「読替え府令」という。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者に係る添付書類)

第二条 法第四条の認定を受けようとする者は、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「読替え後の道路交通法」という。）第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者（以下「安全運転管理者」という。）が同項の内閣府令で定める要件を備えていることを証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 自動車の運転の管理に関し二年以上実務の経験を有する者にあつては、自動車の運転管理経験に関する経歴を証明する書類
- 二 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち安全運転管理者の過去二年間の記録に係る運転記録証明書（申請日前三月以内に発行されたものに限る。）
- 三 読替え府令により読み替えて適用される府令（以下「読替え後の府令」という。）第九条の九第一項第二号の規定による教習（以下「運転管理の教習」という。）を修了した者にあつては、修了証書（第一号様式）の写し
- 四 読替え後の府令第九条の九第一項第二号の規定による認定を受けた者にあつては、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書（第二号様式）の写し

(副安全運転管理者に係る添付書類)

第三条 法第四条の認定を受けようとする者は、読替え後の道路交通法第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者（以下「副安全運転管理者」という。）が同項の内閣府令で定める要件を備えていることを証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 自動車の運転の管理に関し一年以上実務の経験を有する者にあつては、自動車の運転管理経験に関する経歴を証明する書類
- 二 自動車の運転の経験の期間が三年以上の者にあつては、自動車運転経験期間の証明書又は運転免許証の写し
- 三 自動車安全運転センター法第二十九条第一項第四号に規定する書面のうち副安全運転管理者の過去二年間の記録に係る運転記録証明書（申請日前三月以内に発行されたものに限る。）
- 四 読替え後の府令第九条の九第一項第二号の規定による認定を受けた者にあつては、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書の写し

(安全運転管理者証等)

第四条 公安委員会は、法第五条第一項の申請書の提出を受けた場合は、この申請書に記載された安全運転管理者又は副安全運転管理者が読替え後の府令第九条の九に規定する要件を備えていると認めるときは、安全運転管理者証（第三号様式）又は副安全運転管理者証（第四号様式）を交付するものとする。

(安全運転管理者等の認定申請等)

第五条 自動車の運転の管理に関し、読替え後の府令第九条の九第一項第二号又は同条第二項第二号に規定するこれらの者と同等以上の能力（以下「同等以上の能力」という。）を有することについて

て、公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書（第五号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理した公安委員会は、その申請書を提出した者が同等以上の能力を有すると認めた場合は、その者に安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書を交付するものとする。

（運転管理の教習）

第六条 運転管理の教習は、次の各号に掲げる科目について行い、その教習時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 安全運転管理者の責任及び心構え 五時間以上六時間以内
 - 二 安全運転管理者として業務を行うについて必要な法令、自動車等の操作及び構造、交通事故防止の方策等の知識 七時間以上八時間以内
- 2 運転管理の教習の実施の日時及び場所は、別に定める。

（運転管理の教習の申請）

第七条 運転管理の教習を受けようとする者は、安全運転管理教習申請書（第六号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転管理の教習の修了証書）

第八条 運転管理の教習を修了した者に対しては、修了証書を交付するものとする。

（安全運転管理者等の解任命令）

第九条 読替え後の道路交通法第七十四条の三第六項の規定により公安委員会が行う安全運転管理者等の解任命令は、安全運転管理者等解任命令書（第七号様式）によって行うものとする。

（証票の様式）

第十条 法第二十一条第三項に規定する証票の様式は、第八号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成十八年十月三十一日三重県公安委員会規則第十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の規定により交付されている安全運転管理者証及び副安全運転管理者証は、改正後の三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて交付された安全運転管理者証及び副安全運転管理者証とみなす。

附 則（平成二十二年二月二十六日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている修了証書、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証は、改正後の三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）に基づいて交付された修了証書、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
 - 4 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

（第2条関係）

第2号様式

（第2条関係）

第3号様式

（第4条関係）

第4号様式

(第4条関係)
第5号様式
(第5条関係)
第6号様式
(第7条関係)
第7号様式
(第9条関係)
第8号様式
(第10条関係)